

# 東村山市剣道連盟規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は東村山市剣道連盟（以下「本連盟」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本連盟はその事務所を会長宅に置く。

(定義)

第3条 本連盟は東村山市の剣道アマチュア団体である。

(目的)

第4条 本連盟は東村山市における剣道の普及発展を期し、剣道の理念に基づく剣の修練による会員の人間形成を目指すとともに会員相互の親睦融和を図り、合わせて関係団体との緊密な連携を保つことを目的とする。

(他団体への加入)

第5条 本連盟は東京都剣道連盟及び西東京剣道連盟ならびに東村山市体育協会に加盟する。

## 第2章 事業

(事業)

第6条 本連盟は第4条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 定例稽古会の実施ならびに講習会、講演会の開催
- (2) 市民大会等の開催
- (3) 東京都剣道連盟の規定に基づく一級位審査会の実施
- (4) 対外試合の選手（監督を含む）、審査員の派遣
- (5) 会員並びに本連盟関係者の表彰、慶弔、見舞
- (6) 親睦行事
- (7) その他本連盟の目的達成に必要と認める事業

## 第3章 会員

(会員の資格)

第7条 本連盟の会員とは次の者をいう。

- (1) 東村山市に在住、在勤、在学する剣道愛好者で所定の手続きを経て本

## 東村山市剣道連盟規約

連盟に入会した者。

- (2) 東村山市外の居住者であっても、剣道を愛好し、所定の手続きを経て本連盟に入会した者。

(会員の構成)

第8条 本連盟は、東村山市内にある、剣道団体（以下「支部」という。）の登録を持って構成される。

(会員の権利)

第9条 本連盟の会員は次の権利を持つものとする。

- (1) 本連盟主催の稽古会、試合、大会、講習会、講演会に参加することができる。
- (2) 東京都剣道連盟及び西東京剣道連盟並びに東村山市体育協会の諸事業で、本連盟と関係のあるものに参加することができる
- (3) 東京都剣道連盟の審査規定に基づいて、称号並びに段級位の審査を受けることができる
- (4) 大会役員及び他への代表に選ばれることができる

(会員の義務)

第10条 会員は次の義務を負うものとする。

- (1) 本連盟が定める規約を遵守し、剣道発展のために積極的に連盟の事業に協力すること
- (2) 所定の会議に出席し、決議に参加すること
- (3) 登録名簿を添えて、登録人数分に応じた年会費を納入すること
- (4) 連盟行事に積極的に協力、参加すること

(入会の手続き)

第11条 本連盟の会員となるものは、所定の様式に必要事項を記載し、入会金 3,000 円を添えて会長に提出しなければならない。

(市民大会参加費)

第12条 本連盟の会員は、市民大会参加費 600 円を納入しなければならない。

(西東京剣道連盟登録費)

第13条 本連盟会員で西東京剣道連盟に登録する者については、1,500 円を

## 東村山市剣道連盟規約

納入する。手続きについては、定められた用紙に記入し、各支部ごとに集計し会長に申請する。

(資格の喪失)

第 14 条 本連盟の会員は、次の場合資格を喪失する。

- (1) 脱会を申し出たとき
- (2) 除名されたとき

(脱会の手続き)

第 15 条 各支部において手続きを行うものとする。

## 第 4 章 役員会

(構成と召集)

第 16 条 本連盟は役員会を持つ。役員会は本連盟最高の決議機関であって、定例会及び、臨時会は、会長が召集する。また、会員の 3 分の 1 以上が請求したときこれを召集する。

(会期)

第 17 条 本会の定例役員会は、4 月、9 月に開催することを原則とする。

(決議事項)

第 18 条 役員会は会員の中から議長を選出して次の事項を決議する。

- (1) 規約の制定改廃
- (2) 予算及び決算
- (3) 事業計画及び事業報告
- (4) 会長以下役員を選出
- (5) 名誉会長、名誉師範、師範、相談役、参与の委嘱
- (6) 会員の表彰、慶弔、懲罰
- (7) その他重要事項

(決議の方法)

第 19 条 役員会の決議は、出席会員の過半数の賛成をもって決する。可否同数のときは、議長これを決する。

(決議権の委任)

第 20 条 役員会は会員全員が出席することを原則とするも、やむを得ず欠

## 東村山市剣道連盟規約

席する場合で、書面または口頭をもって事前に決議権の委任を会長または、他の役員に申し出たときは出席とみなす。

### 第5章 役員

(役員)

第21条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 常任理事 若干名
- (6) 会計 1名
- (7) 監事 2名

(役員を選出及び任期)

第22条 本連盟の役員を選出方法及び任期は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長及び監事は役員会において選出する
- (2) 常任理事並びに会計は支部会員の中より会長が委嘱する
- (3) 理事長は常任理事の互選
- (4) 役員任期は2年とし、但し、再任を妨げない

(役員の仕事)

第23条 本連盟の役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本連盟を代表してこれを総括し、役員会の議長となる
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により職務を代行する
- (3) 理事長は、会長、副会長を補佐し、会務を掌理する
- (4) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に支障があるときは、その職務を代行する
- (5) 常任理事は理事長を補佐し、あらかじめ定められた会務を処理する
- (6) 監事は本連盟の事業の執行状況及び会計その他会務を監査する
- (7) 会計は、本連盟の会計並びにこれに付随する業務に従事し、常任理事会に出席して議事の審議に当たる

## 東村山市剣道連盟規約

(名誉会長、名誉師範・師範・顧問・相談役・参与)

第 24 条 本連盟は、会長が役員会の議を経て、名誉師範、師範、顧問、相談役、参与を委嘱することができる。

(役員の仕事謝礼)

第 25 条 役員の仕事謝礼の年額は次のとおりとする

- (1) 会長 30,000 円
- (2) 理事長 20,000 円
- (3) 庶務担当者 5,000 円
- (4) 管理担当者 5,000 円
- (5) 会計 20,000 円
- (6) 西東京剣道連盟事務従事者 30,000 円
- (7) 賞状筆稿謝礼費(筆稿料) 5,000 円
- (8) 会員登録名簿作成担当者 5,000 円
- (9) 市民大会の準備事業に従事する者 1,000 円

## 第 6 章 級位審査

(級位審査)

第 26 条 本連盟の級位審査は、東京都剣道連盟の規定に準じて行う。

(審査手続)

第 27 条 一級位審査を受ける者は、当該連盟規定による審査料、2,500 円を添えて会長に出願するものとする。

(審査謝礼)

第 28 条 審査会における審査員及び係員の謝礼は次のとおりとする。

- (1) 東京都剣道連盟登録審査員は 10,000 円
- (2) 本連盟審査員、役員は、3,000 円
- (3) 係員は 2,000 円

## 東村山市剣道連盟規約

### 第7章 表彰及び弔意・見舞

#### (表彰)

第29条 本連盟の会員及び委嘱された役員で、本連盟の目的達成のため、次の各号に該当する者と認められる場合は、役員会の議を経てこれを表彰する。

(1) 剣道の普及発展に貢献し、本連盟に特に功労のあった者

(2) 各種大会において優秀な成績をおさめた者

ア 国民体育大会に東京都代表として出場した者

イ 都民大会で第三位以上の成績を収めた個人及び団体

ウ 都下市町村大会で優勝した個人及び団体

エ 上部団体が主催する大会で優勝した個人及び団体

#### (弔慰)

第30条 本連盟の会員及び役員並びに役員関係者の死亡又は、役員の病気に対しては、役員会の議を経て弔慰金及び見舞金を贈ることができる。ただし、緊急の場合は、会長が決定する。

2 弔慰金額及び見舞金については、別表1のとおりとする。

#### (見舞)

第31条 本連盟の役員が、病気または、怪我により全治10日以上入院をした場合は、役員会の議を経て見舞金を贈ることができる。ただし、緊急の場合は、会長が決定する。

2 見舞金額については、別表1のとおりとする。

### 第8章 懲罰

#### (除名)

第32条 本連盟の会員が、本連盟の規約または決議に違反して著しく統制、秩序を乱し、あるいは会員として本連盟の名誉を明らかに棄損するものと認められる場合は、役員会の議を経て除名することができる。

## 東村山市剣道連盟規約

### 第9章 会計

#### (収入)

第33条 本連盟の収入は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに当てる。

#### (会計年度)

第34条 本連盟の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、決算を行なう。

#### (会計報告)

第35条 前条の決算については、監事の監査を受け、役員会に報告し、承認を受けなければならない。

#### (旅費の支給)

第36条 役員が、会務のため出張するときは、旅費を支給することができる。

- (1) 役員が都内に出張した場合は、3,000円を支給する
- (2) 役員が宿泊した場合は、その実費を支給する
- (3) 会員が代表選出して試合に出場した場合は、昼食代800円と旅費として鉄道運賃等実費を支給し、監督にはそのほかに監督手当として、5,000円を支給する。
- (4) 西東京剣道連盟主催の三段以下の審査会に、受審者の手続きのために随行する係員に、5,000円支給する

#### (積立金)

第37条 本連盟は、10周年毎に記念式典を行うものとし、その費用として年額5万円を積み立てる。

#### (祝金等)

第38条 祝金等の支出は、次のとおりとする。

- (1) 本連盟の支部が主催する記念大会に招待されたときは、20,000円
  - (2) 西東京剣道連盟が主催する記念大会に招待されたときは、10,000円
  - (3) 他団体が主催する記念大会に招待されたときは、5,000円
- (その他)

第39条 本規約に定めのない事項は、役員会において定める。

東村山市剣道連盟規約

別表 1

区分	対 象		種別	金額
見舞 病気・けが	役 員		見舞金	10,000 円(入院 10 以上)
死亡	役 員	本 人	弔慰金	30,000 円及び生花
		配 偶 者	弔慰金	10,000 円及び生花
		父・母・子 (養父母含む)	弔慰金	5,000 円及び生花

附則

(実施期日)

この規約は、昭和 42 年 4 月 1 日から実施する。

この規約は、昭和 44 年 4 月 1 日から実施する。

この規約は、昭和 47 年 4 月 1 日から実施する。

この規約は、昭和 49 年 4 月 1 日から実施する。

この規約は、昭和 50 年 4 月 1 日から実施する。

この規約は、昭和 57 年 4 月 1 日から実施する。

この規約は、平成元年 4 月 1 日から実施する。

この規約は、平成 8 年 4 月 16 日から実施する。

この規約は、平成 11 年 4 月 28 日から実施する。

この規約は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する（新剣道連盟）

改定、平成 22 年 9 月 19 日（役員会）第 27 条の審査料を改定する。

改定、平成 31 年 3 月 10 日（役員会）第 11 条の会費金額を改定する